

正義観尺度作成の試み

— 功利主義・新自由主義・義務論的態度との関係から —

Development of the justice attitude scale.

北折 充隆¹⁾

Mitsutaka KITAORI

小嶋 理江²⁾

Masae KOJIMA

【問題と目的】

人類がもともと集団生活をする種である以上 (Baumeister & Leary, 1995), 祖先の共同生活体より世代を繰り返した結果, 社会を構築するに至ったのは必然といえる。社会は全ての個人が構成員であり, 社会は多様な価値観・志向性を包含することになるため, 個々の主張が食い違うことは免れない。こうした食い違いは, 日常生活における意見の相違から, 広く社会に存在する問題に至るまで, あらゆるものが存在する。そして, 個人は自身の態度や信念に基づき, 何が正しいのかについて, その正当性を主張する。

“正しい”のゆらぎ しかし, 一見揺らぎなく, 疑う余地がないと考えがちな“正しい”も, 立場や状況, 社会や時代の背景, 個人の信念の相違などにより, 大きく変わってしまう。例えば北折 (2013) は, 立場や状況による正しさの食い違いについて, 制限速度を例に挙げて説明している。それは, 制限速度を守るべきという立場と, 車の流れに乗るべきであるという立場での, 正反対の正しさが, 全くかみ合わないまま主張が繰り返される

という状況である。

交通安全教育などでよくいわれる, 「制限速度を守って車の流れに乗り, 安全運転をしよう」というのは, 現実には実現不可能であることが多い。特に, 交通量が減った夜の幹線道路などでは, 多くの車が制限速度を大幅に超過している。この状況では, 制限速度を守ることを正しいとするのか, 車の流れに乗ることを正しいとするのかで, 正しいとする方向は全く異なる。

Cialdini, Kallgren, & Reno (1991) は社会規範を, 命令的規範 (injunctive norm) と記述的規範 (descriptive norm) の二つに分けて捉えているが, 制限速度を守るか車の流れに乗るかの例でいえば, 制限速度を遵守しているドライバーが正しいとする根拠は, 法で定められた命令的規範である。速度超過は, 明文化されたルールや法律に違反した行為であり, 車の流れを乱すことになっても, 道路交通法は強力な『錦の御旗』として作用する。

対する記述的規範は, 「多くの人々が実際にとっている行動であるとの, 個人の知覚に基づく規範」と定義される。つまり, 周囲の他者がとる行動を, その状況における適切な行動の基準であると認知する (Gilbert, 1995)。

1) 金城学院大学人間科学部

2) 名古屋大学未来社会創造機構

こうした行動判断は、考える時間や手間を省かせ、高い確率で効果的な結果を得ることができる。「車の流れに乗る」ことは、記述的規範に準拠した行動判断といえる。

この状況において、二つの規範の志向性は真逆である。このため、どちらの規範に準拠するかにより、「制限速度を守るのが正しい」と「車の流れに乗るのが正しい」というように、主張される正しさが全く逆となる。そして、それぞれの規範に準拠し続ける限り、二つの食い違いが修正されることはない。

また、このような夜間の道路の状況だけではなく、毎日のように通勤などでその道を通っているドライバーと、免許を取得したばかりで、初めてその道を通る場合とでは、依拠する規範は異なると予測され、習慣的な行動が信号無視を助長させるという結果も示されている（北折・吉田, 2004）。このことから、前者は制限速度よりも車の流れに乗るべきだという、記述的規範に準じた行動を志向するであろう。それに対し後者は、制限速度を重視した命令的規範に準じた行動を、正しいと判断することになろう。このように、立場や状況によって“正しい”と判断する根拠は異なるため、“正しい”に関する議論は、宗教的な信念や、政治的なイデオロギーなどに結びつきやすく、心理学の研究対象とはなりにくい側面があった。しかしながら、その判断には個人の特性や志向性も影響すると考えられる。そこで本研究では、特定の思想や信条を対象とするのではなく、個人が何を根拠に“正しい”と判断するのかといった正義観態度に着目した。

正義について Sandel (2009) は、価値の分配という観点から、正義について幸福・自由・美徳の3つのアプローチを提案している。これらはそれぞれ、幸福の最大化（功利主義）、自由の尊重（新自由主義）、美徳の涵

養（義務論）に対応している。本研究では、Sandelのこの3つのアプローチに沿う形で、それぞれを重視する程度を測定する尺度を開発し、信頼性および妥当性の確認を目的とする。そこでまず、功利主義、新自由主義、義務論が志向するものは何かについて、整理する。

功利主義とは 功利主義は、ベンサムによって体系化されたものであり、行為や制度の社会的な望ましさは、結果として生じる効用によって決定される（久保田, 2015）。判断の動機に関係なく、幸福や快樂をもたらすか否かが、善悪判断の基準となり、「最大多数の最大幸福」というフレーズで明示される（中井, 2013）。それは、より多くの人がより多くの幸福を得られることを望ましいとする考え方である（小川, 2015）。例えば大震災などの災害時に、医療関連資源が限られている際に取りられるトリアージは、最善の結果を得るために、対象者の優先度を決定して選別することを意味しており、「最大多数の最大幸福」を基準にした処置方法といえる（武智, 2016）。

ただし、功利主義的な考え方の本質は、ベンサムが生きていた18世紀中頃から19世紀前半という、英国の社会状況を斟酌する必要がある。功利主義は時として、「少数派の犠牲の上に、多数派が幸福になるという思想」とされがちであるが、そうではない。当時の貴族階級による既得権益を批判し、それまでほとんど無視されていた労働者・奴隷・女性といった人々の幸福をも、等しく考慮すべきという考え方が根源にある点は留意せねばならない（児玉, 2012）。

また功利主義は、犯罪者に対する制裁についても、多数の人々に最大限の利益をもたらすための手段と捉えている（utilitarianism: Bentham, 1789 山下訳 1967）。玉井・五十嵐

(2019)は、「排斥が多くの人々に利益をもたらす」といった功利主義的な根拠の付与が、制度としての排斥への支持を促すことを明らかにしている。つまり、排斥は社会の安全（公益の保護）を目的として設計されており、功利主義に適合しやすい。

このような議論は、究極の排斥といえる死刑制度も言及される。それに対し、公共の福祉を、国民多数の利益というように功利主義的に解すべきではなく、死刑制度を功利主義的観点から支持すべきではないという主張は多い(山内, 2002)。そもそもベンサムは、「世論ではなく犯罪や刑罰の害悪（一次的害悪と二次的害悪）に基づいて、死刑制度の存続について検討すべき」などと、死刑制度の廃止を主張していたとされている(児玉, 2004)。

本来の功利主義が死刑廃止を志向しているのに反し、犯罪者を処刑することで、社会に一定の利益を与えるとする「功利」を実現することを、刑罰存在の正当根拠とする考え方(鈴木, 2007)が、日本においては根強い。現状では、社会的有用性や予防策として、特別予防論の観点から死刑を認めている(外池, 2010)。そして現状の日本においては、功利主義的な態度を持つ人は、積極的に死刑制度を容認していると考える。例えば、裁判員裁判において重罪反復のケースに対し、無期懲役でなく死刑判決を出したという判例が紹介されているが、これは、裁判員が無期懲役を選択する余地があったにも関わらず、税金節約のために積極的に死刑を選択した事例としている(森, 2012)。すなわち、死刑を選択した理由が行刑施設の運用コストであり、これは功利主義的な視点に他ならないのである。

なおベンサムによれば、快樂や苦痛は量的なものに還元でき(宮内, 2005)、数値化が

可能であるとする(鈴木, 2015)。さらに、総量功利主義尺度は比率尺度で表すことができるため、5件法で回答を求めるといった心理尺度とも融和する(鈴木, 2015)。

新自由主義について 自由を至上とする新自由主義は、いわゆる「大きな政府」による経済管理を、非効率なだけでなく人間の自由をも奪うと批判し、規制を廃した上での、徹底した自由競争を是とする(服部, 2013)。経済学的な観点から語られることが多いため、市場原理主義と同等に捉えられがちであるが、議論や研究において非単一的とされる(清水, 2017)。実際には、経済的な自由だけでなく、全ての行動原理における自由の極大化を志向すると考えられるからである。また政治に対する姿勢として、保守やりべらるといった立場を取るわけではないため、極端な自由を主張するからといって、過激派のように扱われるわけではない。むしろ、暴力に対しては否定的であり、戦争には反対の立場を取り、レイシズムやナショナリズムについても、個人を矮小化するドグマと捉えている(渡辺, 2019)。新自由主義は、個々人の内面に規範を内在化させる。従って、自発的な抑制による統治を意味しないことはもとより、「自由放任」による統治を指すわけでもない。社会全体を市場原理で満たし、これを内在化したセルフ・マネジメントを主体とした統治を目指している(佐藤, 2009)。

新自由主義は、強力な私的所有権・自由市場・自由貿易の枠組みの中で、個人の自由な企業活動とスキルの発揮が、人類の幸福を最も前進させるという主張である(Harvey, 2007)。しかし、アメリカの主導で世界の新自由主義化が推し進められた結果、世界の富が増大することなく、成長率は低下し続けている。それどころか不安定雇用が急増し、健康水準・平均寿命・乳幼児死亡率が悪化し、

富と収入の下層から上層への再分配が起きている（土居，2008）。その結果として，市民生活は破壊され，金銭的・肉体的・精神的関係性は解体され，一般市民の貧困化は深刻化している。その根源にあるのは，新自由主義における経営論理が，労働者が労働市場で購入した労働力商品＝モノにしか過ぎず，その利用や解雇は企業の自由であるという考え方である。すなわち，社会に有用性を提供する必要も，従業員を人間として扱う企業責任もない。もっといえば，政治が社会全体として人間らしい生活を保障する責任はなく，生活の問題は個人責任であるとする（國島，2009）。

このように突き詰めると，新自由主義は自己責任論に行き着くといえよう。自由市場は競争によって成り立つため，競争に参加しない（できない）とか，競争に負けてもう一度参加できない状況になった場合，生きていくことさえままならない生活を送るしかない（池野，2012）。さらに，競争によって富を手に入れる自由がある反面，外れたケースを個人の責任としてしまうことで，社会的なコストをも最小化する。そして何よりも，こうした自己責任論が，大学生などの若年層に至るまで，広く社会に浸透しているのである（池野，2015a）。留意したいのは，ここでいう自己責任論は，自身の決定・選択・なすべきことの放棄に対し，自身で責任を取るといった常識的な自己責任感ではないということである。望んだわけでもないのに，生活困難や将来への不安を抱えなければいけないことすら，あたかも一人一人の責任であるという，いわれの無い自己責任論である。これは，「自分で決めたことは自分で責任を取る」という通俗的な理解ではなく，明確な政治的意図を持ったイデオロギーであるとする主張もある（池野，2015b）。

新自由主義を支持する者は，社会全体で支

え合うよりも，自己責任観に基づく判断をする傾向が高いと予測される。このため，ルールによる規制を否定し，より個人の自由に帰属するような行動選択を行うと考えられる。

義務論について 行為の道徳的価値が，その行為の結果によって決定されるとするのが，功利主義を含む帰結主義である。これと異なり，行為の道徳的価値を，「その行為は義務を果たしているか」「その行為は何らかの規範に従ってなされているか」というのが，非帰結主義の立場に立つ義務論である（蔵田，1995）。義務論は結果に着目するのではなく，どのような動機に基づいて行動を選択したのかが重要となる。従って，事象によっては，功利主義との間に負の相関が見られることもある。

この義務論を提唱したのは，18世紀の哲学者（倫理学者）カントであり，一般的に批判哲学と呼ばれ，「純粹理性批判」「実践理性批判」「判断力批判」によって体系づけられている（波平，1995）。ここでいう義務は，基本的には「～すべし」「～べきではない」といった言葉で換言できる（石川，1995）。さらにカントは，「～すべし」を，仮言命法と定言命法の二つに分けて捉えている。仮言命法は，条件のついた「～べし」であり，場面や状況，条件によってなすべきが変化する。定言命法の「～べし」は，無条件で絶対に守らなければならない道徳律である（梅津，2015）。

留意したいのは，行為の結果で生じる利益や不利益のため，それを得たり回避するための意思決定は，「意思の他律」であり，道徳の原理や絶対善とされない点である（北尾，2012）。例えば，初めに挙げた速度の遵守と交通の流れの話について，制限速度を厳に守っている人が，単に取り締まりや罰金を受けたくないという理由であれば，これは定言

命法に従った意思決定とはみなされない。着目するのは、行動の動機や理由であり、行動だけを見て定言命法に従った判断とすることはできないのである。

定言命法は、場面や状況に依存しない絶対善であるため、時に状況に応じた最適解を否定する。例えばカントは、「契約に基づくあらゆる義務の基礎」である誠実の義務に違背する不正が、嘘であるとしている（新田, 1982）。それ故、いかなる場合でも嘘は許されない。従って、「殺人犯に追われているから匿って欲しいと、友人が自分の家に逃げてきた。その友人を迎え入れて程なく、殺人犯が家の中に友人が逃げ込んでこなかったかと尋ねてきた。本当のことをいえば友人は殺されるかも知れないが、それでも嘘をいうのは罪である。」と考えるのである。これについてカントは、嘘をつくことと友人が助かることに因果関係はなく、友人が殺される必然性はないからだと主張する（高橋, 2005）。こうした厳格さ故、カントの道徳哲学は、“空虚な形式主義である”という批判が繰り返されてきた（滝川, 1963）。

義務論的立場を取る人は、ルールや規範の遵守はもとより、絶対善を志向するため、明示されない正しさも守る必要があると考える。つまり、何らかの結果を予測した判断でなく、単に「それが正しい」から、自らの正しいと考える行動をとる。さらには、道徳的で理性的な判断が望ましく、誠実で理性的な対応を至上とする一方で、契約に基づくあらゆる義務を最重要視するため、いわゆる「嘘も方便」といった、状況に即した判断をよしとはしない。従って、どんな約束でも守らねばならない、いかなる嘘もついてはいけないといったように、柔軟さに欠ける判断を志向するであろう。

妥当性の検討について 3つの正義観態度

の妥当性を検討する指標として、日本語版 Dark Triad Dirty Dozen（田村・小塩・田中・増井・ピーターカール, 2015）、および Ten Item Personality Inventory（小塩・阿部・ピノ, 2012）、社会考慮（斉藤, 1999）を用いる。

DTDD-Jは、マキャベリアニズム・サイコパシー傾向・自己愛傾向から構成される代表的な反社会的なパーソナリティを測定する。結果さえ良ければ過程は構わないという功利主義と、他者を操作してでも好都合な結果を得られれば良いとするマキャベリニズムの間には、正の相関が予測される。また、サイコパシーや自己愛傾向は、利己性や希薄な対人的感情を示すことから、新自由主義傾向と同じ志向性であるとも解釈できる。そして、反社会的パーソナリティは、絶対善を志向する義務論とは、強い負の相関を示すと予測される。

TIPI-Jは、外向性・協調性・勤勉性・神経症傾向・開放性の5つの性格傾向を測定する10項目からなる。例えば協調性などは、気遣いに関する項目なので、絶対善を良しとする義務論とは正の相関を示すと予測する。反面、自由競争を志向する新自由主義とは相容れないため、負の相関を示すことが予測される。また、手段でなく結果を志向する功利主義の傾向が高ければ、新しいことや発想を志向する開放性との間に、正の相関が見られるであろう。

また社会考慮は、13項目で構成される1因子構造である（元吉, 2002）。社会考慮は、個人の生活空間を「社会」として意識している程度、または複数の個人からなる社会というものを考えようとする態度である（斉藤, 1999）。社会を考慮していない人は、個人の生活を優先し、極端な場合は利己的基準にしたがった行動をとるため、義務論とは負の相関を示すであろう。なお、北折・吉武（2020）

は、13項目のうちの4項目で十分な信頼性係数を得ることができることを明らかにしているため、本研究においてもこの短縮版を用いることとする。

本研究の目的 以上を踏まえ、本研究では功利主義・新自由主義・義務論の志向程度を測定するための正義観態度尺度を作成し、尺度の信頼性および妥当性を検証する。正義観態度は、個人の信念を反映させたものにも関わらず、これまで倫理学や哲学の領域で議論されるにとどまっていた。そして、功利主義と義務論の対比に着目したトロッコ問題など、主に思考実験に関する議論（芝崎・芝崎, 2018；飯島, 2013）が中心であり、態度を測定するような尺度は見当たらない。また、新自由主義については、世界のグローバル化と経済施策・政治学等と関連した議論が中心であり（土居, 2017；小林, 2017；張, 2018など）、個人の態度といった心理学的観点から検討したものは、いくつかの意思決定研究など（相馬・都築, 2013）を除き、ほとんど存在しない。従って、心理学的観点からの尺度を作成することで、個人の態度を測定することができれば、様々な社会問題との関連を検討することが可能となろう。

【方法】

調査時期 2020年12月に実施した。

調査対象 本調査は全て、Web調査会社に委託することにより実施された。調査回答者は、全国からランダムに抽出された20代～60代の、男女各100名、合計200名である。

分析に用いた変数 正義観態度を構成する3つの下位尺度（功利主義・新自由主義・義務論）を測定するため、ここまで引用した論文から、態度を測定するのに適切だと思われる表現等を抜き出し、適宜文言を質問調に変更し、23項目を作成した。妥当性を測定す

る項目は、下位尺度の中で挙げられていた社会問題4つについて回答を求めた（Ex：義務論的態度を測定する項目として「おぼれる子どもを助けようとして飛び込み、子ども共々溺死したとしても、その行為には価値があった」など）。なお、正義観態度尺度の23項目は5件法、社会問題に対する項目については、「はい」か「いいえ」のいずれかで回答を求めた。また、既存の尺度との基準連関妥当性を検討するため、日本語版Dark Triad Dirty Dozen (DTDD-J) (田村ら, 2015)、日本語版Ten Item Personality Inventory (TIPI-J) (小塩ら, 2012)、短縮版社会考慮尺度（北折・吉武, 2020）を用い、それぞれ5件法で回答を求めた。

【結果】

正義観態度尺度の因子分析結果 23項目の正義観態度尺度について、因子分析（最尤法・プロマックス回転）を行った（Table 1）。本研究では、もともと3つの下位尺度を想定した項目作成を行ったことから、3因子を抽出した。因子負荷量の採用基準は.33以上とし（固有値は5.10 → 3.40 → 1.72 → 1.24と減少した）、3因子で全分散の44.40%を説明している。

第一因子は「いつの時代においても全世界で、共通に守らなければいけないルールは存在する」「ルールとして明示されていなくても、正しいとされていることは守らなければいけない」「絶対に守らなければならない道徳的なことというのは存在する」「他人の尊厳や権利を尊重することは何よりも大切だ」等の8項目で構成されるため、「義務論的態度 ($\alpha = .83$)」と命名した。第二因子は「大金持ちに重税を課すのは、経済的自由の侵害である」「巨額の富を得た成功者から、多額の税金を取ることは正しくない」「災害で食

Table1 正義観態度尺度に関する因子分析結果 (Promax回転後の因子パターン)

	I	II	III	
<義務論的態度> $\alpha = .83$				
いつの時代においても全世界で、共通に守らなければいけないルールは存在する	.77	.02	.20	
ルールとして明示されていなくても、正しいとされていることは守らなければいけない	.76	.08	.16	
絶対に守らなければならない道徳的なことというのは存在する	.70	.09	.00	
他人の尊厳や権利を尊重することは何よりも大切だ	.69	-.01	-.06	
法的に罰せられることがなくても、してはいけないことはある	.57	-.16	.18	
他人にやられたくないことを自分もやらないことが、もっとも大切だ	.54	-.07	-.03	
個人の権利はもっとも優先されるべきものだ	.51	.15	-.09	
自分の利益よりも、周囲の他者の利益を尊重することが先だ	.51	.16	.07	
<新自由主義的態度> $\alpha = .72$				
大金持ちに重税を課すのは、経済的自由の侵害である	.17	.90	-.25	
巨額の富を得た成功者から、多額の税金を取ることは正しくない	.03	.86	-.25	
災害で食料が不足しているとき、それを高額で販売することは間違いではない	-.14	.53	.11	
富める者が貧しい者を支えるのは、国家でなく個人の意向で行うべきだ	.23	.44	.01	
手段などは関係なく、良い結果をもたらすものこそが正しい	-.07	.34	.25	
多くの人が唱える意見は正しく、少数派の主張は間違っている	-.04	.33	.12	
<功利主義的態度> $\alpha = .71$				
仕掛けた爆弾のありかを白状させるためならば、テロリストを拷問にかけることは許される	.17	-.22	.57	
莫大な研究開発費がかかった高価な薬を買えないことで、貧しい人が病気で死ぬのは仕方がない	-.14	.24	.54	
多くの人の幸せのためなら、少数の犠牲は仕方がない	-.09	.09	.50	
人の命ですらお金で換算することが可能である。	-.07	.19	.45	
ダムができることで洪水のリスクが減るのなら、建設地域の集落の人は立ち退くべきだ	.25	-.03	.45	
多数派のために、少数派の権利が保証されないのは仕方がない	.01	.19	.44	
不快とは個人の主観であり、悪いかどうかということとは全くの別物である	.12	-.12	.41	
<残余項目>				
社会の底辺にいる人が切り捨てられるのは、自己責任だと思う	-.13	.37	.42	
国や政府は自由競争に任せ、色々な規制をするべきではない	.13	.28	.17	
	因子間相関	I	II	III
	I	—	-.33	-.25
	II		—	.56

料が不足しているとき、それを高額で販売することは間違いではない」「富める者が貧しい者を支えるのは、国家でなく個人の意向で行うべきだ」等の6項目で構成されるため、「新自由主義的態度 ($\alpha = .72$)」と命名した。第三因子は「仕掛けた爆弾のありかを白状させるためならば、テロリストを拷問にかけることは許される」「莫大な研究開発費がかかった高価な薬を買えないことで、貧しい人が病気で死ぬのは仕方がない」「多くの人の幸せのためなら、少数の犠牲は仕方がない」

「人の命ですらお金で換算することが可能である」等の7項目で構成されるため、「功利主義的態度 ($\alpha = .71$)」と命名した。これら3因子はいずれも $\alpha > .70$ を示しており、十分な信頼性があると判断した。

社会問題に対する判断との関連 Table 2に示したとおり、功利主義に関連した社会問題として、「いかなる場合でも人を意図的に傷つけることはあってはならないので、死刑制度も間違っていると思う。」「不治の病で苦しんでいる人が自ら安楽死を選ぶことは、間

Table2 社会問題への賛成・反対の回答別に見た正義観態度の下位尺度得点平均値

社会問題	正義観態度	賛成	反対	t
いかなる場合でも人を意図的に傷つけることはあってはならないので、死刑制度も間違っていると思う(44:156)	功利主義	2.87 (.61)	3.09 (.55)	-2.32 *
	新自由主義	2.51 (.50)	2.58 (.65)	-.67
	義務論	3.72 (.59)	3.88 (.52)	-1.76 †
不治の病で苦しんでいる人が自ら安楽死を選ぶことは、間違っているとは思わない(171:29)	功利主義	3.07 (.54)	2.84 (.69)	2.10 *
	新自由主義	2.54 (.60)	2.67 (.72)	-1.02
	義務論	3.86 (.53)	3.78 (.61)	.65
貧困に陥ったのはその人が努力を怠ったからであり、その人たちを福祉制度で救うのは公平性に欠ける(38:162)	功利主義	3.17 (.50)	3.01 (.58)	1.61
	新自由主義	2.89 (.59)	2.49 (.61)	3.66 ***
	義務論	3.62 (.61)	3.90 (.51)	-2.92 ***
おぼれる子どもを助けようとして飛び込み、子ども共々溺死したとしても、その行為には価値があった(145:55)	功利主義	3.04 (.58)	3.03 (.53)	.14
	新自由主義	2.54 (.61)	2.64 (.65)	-1.02
	義務論	3.95 (.43)	3.58 (.70)	4.46 ***

※ () 内は標準偏差、独立変数中の数値は(賛成:反対)の人数比率を示す

*** $p < .001$, * $p < .05$, † $p < .10$

違っているとは思わない。」を設定し、それぞれの問題に対して賛成・反対のいずれかに回答を求め、これを独立変数とした。因子分析で抽出した3つの正義観態度における下位尺度(義務論的態度、新自由主義的態度、功利主義的態度)について、それぞれ和得点を算出し、それらを従属変数として、対応のないt検定を実施したところ、いずれも功利主義的態度得点に有意差が見られた。死刑制度($t(198) = -2.32$, $p < .05$)については、死刑制度を間違っていないと判断するほうが、功利主義的態度得点が高かった。またこれとは別に、死刑制度を間違っていないと判断するほうが、義務論的態度得点が高い傾向にあった($t(198) = -1.76$, $p < .10$)。安楽死については、安楽死の選択を是とする群において、功利主義的態度得点が高かった($t(198) = 2.10$, $p < .05$)。

新自由主義に関連した社会問題としては、「貧困に陥ったのはその人が努力を怠ったからであり、その人たちを福祉制度で救うのは公平性に欠ける」を設定し、問題に対して賛成・反対のいずれかに回答を求め、これを独立変数とした。新自由主義的態度得点を従属

変数として、対応のないt検定を実施したところ有意差が見られ($t(198) = 3.66$, $p < .001$)、公平性に欠けると回答した群において、新自由主義的態度得点が高かった。加えて、この問題については義務論的態度にも有意差が見られ($t(198) = -2.92$, $p < .001$)、意見に反対と回答した群の方が義務論的態度得点は高かった。

義務論に関連した社会問題としては、「おぼれる子どもを助けようとして飛び込み、子ども共々溺死したとしても、その行為には価値があった」を設定し、問題に対して賛成・反対のいずれかに回答を求め、これを独立変数とした。義務論的態度得点を従属変数として、対応のないt検定を実施したところ有意差が見られ($t(198) = 4.46$, $p < .001$)、意見に反対と回答した群の方が、義務論的態度得点は高かった。

妥当性検討尺度・正義観態度尺度間の相関DTDD-Jを構成する3つの因子(マキャベリアニズム、サイコパシー、ナルシズム)およびTIPI-Jを構成する5つの因子(外向性、協調性、勤勉性、神経症傾向、開放性)、社会考慮と、3つの正義観態度の下位尺度得点間

Table3 正義観態度尺度と性格特性間の相関係数

	マキャベリアニズム	サイコパシー	ナルシズム	外向性	協調性	勤勉性	神経症傾向	開放性	社会考慮
義務論的態度	-.25**	-.20**	-.10	-.13	.23**	-.12	.05	-.21**	.29**
新自由主義的態度	.44**	.40**	.36**	.14	-.19**	.08	.02	.09	-.10
功利主義的態度	.36**	.34**	.34**	-.00	-.03	.05	.03	.16*	.07

** $p < .01$, * $p < .05$

で相関係数を算出した (Table 3)。その結果、義務論的態度は協調性および社会考慮と正の相関が見られ、マキャベリアニズム、サイコパシー、開放性との間に負の相関がみられた。新自由主義的態度は、マキャベリアニズム、サイコパシー、ナルシズムとの間に正の相関、協調性との間に負の相関がみられた。功利主義的態度は、マキャベリアニズム、サイコパシー、ナルシズム、開放性との間に正の相関がみられた。

なお、正義観態度の下位尺度間では、新自由主義と義務論との間に弱い負の相関 ($-.33$, $p < .01$)、新自由主義と功利主義との間に正の相関 ($.56$, $p < .01$) がみられた。

【考察】

本研究では、これまで倫理学の領域で議論されることの多かった功利主義・新自由主義・義務論に着目し、これらで構成される正義観態度について、心理学的観点から尺度を作成し、信頼性と妥当性を確認した。

因子分析結果より 功利主義的態度と想定した「手段などは関係なく、良い結果をもたらすものこそが正しい」は、新自由主義的態度に属する項目となったり、新自由主義と功利主義については、いくつかの項目が想定とは異なったが、因子構造は概ね想定した項目が集まっており、因子の妥当性 (内容的妥当性) は確認されたといえよう。また、下位尺

度全て $\alpha > .70$ であり、信頼性が確認されたと判断できる。新自由主義的態度を持つ人は、功利主義的な傾向も高かった。

社会問題との関連 4つの社会問題に対する賛成・反対を独立変数とし、正義観態度について、対応のない t 検定を行ったが、概ね想定通りの結果が得られており、一応の基準関連妥当性が確認できたといえよう。

まず死刑制度に対する考え方について、功利主義的態度得点が高いほうが、死刑制度に賛成する傾向が見られた。功利主義的観点からベンサムは、死刑の抑止効果や社会的支持よりも、誤判による回復不能や犯罪者による被害者への賠償を不可能にするなど、マイナス面のほうが大きいと反対している (三原, 2008)。本研究では、これと一致した結果ではないが、原因の一つに、日本の無期懲役の実態が、深く関連しているのではないだろうか。

日本では死刑の次に重いのは無期懲役とされているものの、仮釈放の形式的要件として、10年という法定期間が定められている (太田, 2013)。これが、重罪人が社会に復帰する可能性を残す形となっており、特別予防論的観点からの死刑廃止反対論、つまり死刑にすれば社会から凶悪犯罪者を完全に排除できるという、死刑支持派の根拠となっている。しかし、裁判実務において、「仮釈放をするべきでない」という条件が付記された無期懲

役が運用されており、行刑施設はこの裁判での条件を尊重するため、事実上の終身刑として機能する（森，2011）。こうした無期懲役を科すことで、死刑制度を廃止しても、「重罪犯が近隣住民となる」リスクは存在しない。無期懲役の実態などが広く周知され、実質的な終身刑として機能することが広く周知されれば、ベンサム功利主義に沿った形で、功利主義を支持する人が死刑反対に傾倒する可能性はある。死刑制度の廃止が世界の潮流となっている（生田，2015）にも関わらず、日本における死刑制度の支持率は高く、80.8%の人が制度を容認している（大谷，2020）。本研究において、功利主義的傾向が高い群において、むしろ死刑を是認する傾向が見られたことは、こうした背景があると考えられる。

この死刑制度に対する態度だけでは、功利主義態度に関する項目について、妥当性が確認されたとはいえない。しかし、もう一つの安楽死に関する態度との関連では、安楽死の選択を間違いと考へない群において、功利主義的傾向が高かった。Singer（1979）は、「関係者すべての利害に平等に配慮した上で、その合計を最大にする行為が正しい行為である」とする、選考功利主義を主張し、重い障害を持つ新生児の安楽死を支持している。ただしこの主張は、ナチスの安楽死を連想させるとして、シンガーのみならず生命倫理学や応用倫理学の糾弾にまで拡大することとなった（土屋，1994）。とはいえ、古典的功利主義（快の総量を増やし、苦痛の総量を減らす）、選好功利主義（人の欲求を最大限に充足する）のいずれにおいても、安楽死は擁護される。前者は、「苦痛に悩む患者を死なせることが認められなければ、自分も不必要に苦しむことになるかも知れず、その恐れを人々が抱く」ことを意味する。後者の欲求充足とは、「患者が死にたいという欲求を持っ

ているのであれば、安楽死を選択する理由となる」ことに他ならない（江口，1994）。以上を踏まえると、本研究で得られた2つの社会問題に関する結果は、功利主義尺度の妥当性を担保するものといえよう。

次に、「貧困に陥ったのはその人が努力を怠ったからであり、その人たちが福祉制度で救うのは公平性に欠ける」については、賛成している群で、新自由主義的傾向が有意に高かった。この質問は、自己責任論に関する質問であり、初めに述べた「新自由主義を支持する群は、社会全体で支え合うよりも、自己責任観に基づく判断をする傾向が高い」に合致した結果であり、新自由主義的傾向の妥当性が確認されたといえよう。

そもそも新自由主義は、グローバル市場経済に適応するため、国家による規制緩和・市場主導の経済社会改革を志向する。それに伴い小さな政府を推進し、社会福祉政策を抑制する傾向があり、それらに付随する形で、個人の自己責任とナショナリズムが強調される（塩原，2005）。問題なのは、機会の平等を強調しすぎるあまり、社会的な制度や政策、組織などに原因がある場合でも、それが見えにくくなる点である（菅野，2009）。例えば、景気が悪く雇用が減少してしまい、フリーターしか選択する余地がないような場合でも、自己責任で切り捨ててしまう。

新自由主義は広く社会に浸透し、教育やマスコミの現場にまで自己責任論が蔓延していると、松下（2019a）は指摘している。人類の大多数に幸運をもたらしてはならず、不平等と格差の拡大、市場の独占や経済的混乱だけでなく、デモクラシーとそれを保障する諸制度を空洞化し、生活環境の悪化が進んでいる（松下，2019b）。このような負の側面は、他者への配慮を重視し、自由を規制して義務や社会規範に従うような、絶対善を重視する

立場からは特に否定される。自己責任論について、賛成-反対群間で義務論的態度得点にも差が生じた原因であろう。

四つ目の「おぼれる子どもを助けようとして飛び込み、子ども共々溺死したとしても、その行為には価値があった」については、義務論的態度得点のみ顕著な差が見られ、賛成と回答した群の得点が高かった。義務論の根源は美德の涵養であり、結果でなく「いかに善とされることを行ったか」に主眼を置く。この課題のように、溺れる子どもを助けることができず、共に溺死したのであれば、最悪の結果を招いたといえる。しかし義務論的観点は、子どもを助けたいという動機で飛び込んだという事実を尊いと捉えるので、義務論的態度の妥当性も、この結果で確認されたといえよう。

義務論は、場面や状況に依存しない、絶対善を重視する立場である定言命法を取るが、それが望ましい結果をもたらすとは限らない。あらゆる人は複数の集団に重複して所属し、それぞれの集団規範に準拠するとすれば(北折, 2017), 例えば内部告発は会社の不正を白日の下にさらし、社会的には有益であり、組織への私怨でなく顧客や消費者のことを思ってであれば、義務論的観点からいけば価値がある(杉本, 2017)。一方で、組織の秘密を暴露し、打撃を与えるという意味で、反組織的行動ともいえる(吉岡・松脇・原田, 2006)。内部告発者は、自身の所属組織と、それを含む社会の2つに同時に属しており、社会全体の公益と、組織の利益や組織への貢献との間に、回避できない摩擦が生じている(島村, 2009)。そして最終的には、告発者が守られることもなく、告発した会社も倒産・精算といった最悪の結果をもたらすことが多い(水谷・水谷, 2009)。Gouldner (1960) は、全世界共通の普遍的なルールとして、返報性

・互惠性の原理を挙げているが、この原理の絶対性に比べると、絶対善という言葉には曖昧さが含まれていることを、内部告発の問題は示しているのではないか。

正義観態度尺度と性格特性間の相関 最後に既存尺度との相関分析を元に、妥当性の確認と併せて、正義観態度尺度の特徴を整理しておきたい。

まず、新自由主義的態度と功利主義的態度という2つの下位尺度得点について、いずれもマキャベリアニズム、サイコパシー、自己愛傾向と正の相関が見られた。これらは反社会的特性であり(Paulhus & Williams, 2002), 対人関係に問題を抱えやすいとされている。マキャベリアニズムが権謀術数をめぐらし他者を操作する上、搾取を志向している(Christie & Geis, 1970; 田村ら, 2015)。また、サイコパシーは利己的な側面を反映しており(Hare, 2003), こうした指標と強い相関が見られる功利主義や新自由主義が社会に蔓延すれば、大きな歪みが生じるのは必然であろう。なお、義務論的態度は、マキャベリアニズムおよびサイコパシーとは負の相関を示しており、義務論的な考え方が望ましいことを示しているといえよう。ただし、過度に義務論傾向が高すぎるのは、自身に自己犠牲を強要しすぎたり、内部告発に躊躇がないなど、少なくとも自身の精神的健康にとって、望ましい結果をもたらすとは限らないと考えられる。また、注目や自己顕示場面に遭遇したときに、強い恥意識が喚起される自己愛的脆弱性という概念もあり(上地・宮下, 2009; 神谷・岡本, 2010), 望ましくない特性だからといって、過度にそれが弱ければ、社会不適応を招く点は留意せねばならない。

協調性は、新自由主義的態度との間に負の相関、義務論的態度との間に正の相関がみられた。新自由主義的態度は、個人の自由を尊

重する指標であるが故、妥当性の担保を追加する結果といえるが、そもそも「他人に不満をもち、もめごとを起こしやすいと思う」などの項目で構成されており、こうした態度を持っている場合には、社会との軋轢を起こしやすい。ただし、開放性については義務論的態度との間に負の相関、功利主義的態度との間に正の相関が見られており、「新しいことが好きで、変わった考えをもつと思う」などの項目で構成されている。義務論的態度が高い人は保守的であるともいえ、革新が起きにくく、社会の停滞をもたらす可能性もある。これらの特性は、適度に個人が内在していることも望ましいのではないか。

最後に、本研究の課題を述べる。本研究では正義観態度として、功利主義的態度、新自由主義的態度、義務論的態度に着目した。しかし、正義観を構成する概念については、さらなる検討を多角的に行う必要がある。本研究で作成した尺度は、一応の信頼性・妥当性を確認したが、今後はこの尺度を洗練させながら、態度と社会問題との関連を、より詳細かつ包括的に明らかにしなければならない。

【引用文献】

- Baumeister, R. F., & Leary, M. R. (1995). The need to belong: Desire for interpersonal attachments as a fundamental human motivation. *Psychological Bulletin*, *117*, 497-529.
- Bentham, J. (1789). *An introduction to the principles of morals and legislation*. New York: Dover Publications. (ベンサム, J. 山下重一 (訳) (1967). 『道徳および立法の諸原理序説』 関嘉彦 (編) 世界の名著38 中央公論社)
- Christie, R., & Geis, F. (1970). *Studies in Machiavellianism*. New York: Academic Press.
- Cialdini, R. B., Kallgren, C. A., & Reno, R. R. (1991). A focus theory of normative conduct: A theoretical refinement and reevaluation of the role of norms in human behavior. In M. P. Zanna (Ed.), *Advances in experimental social psychology*. Vol. 24, New York: Academic Press. Pp.201-234.
- 土居充夫 (2008). 現代日本における新自由主義化 大阪経大論集 *58*, 79-91.
- 土居充夫 (2017). 自由・幸福・暴力 - 新自由主義について考える - 大阪経大論集 *67*, 7-23.
- 江口聡 (1994). 安楽死問題 実践哲学研究 *17*, 56-66.
- Gilbert, D. T. (1995). Attribution and interpersonal perception. In A. Tesser (Ed.), *Advanced social psychology*. New York: McGraw-Hill. Pp.99-147.
- Gouldner, A. W. (1960). The Norm of Reciprocity: A Preliminary Statement. *American Sociological Review*, *25*, 161-178.
- Hare, R. D. (2003). *Manual for the revised psychopathy checklist*. 2nd ed. Toronto: Multi-Health Systems.
- Harvey, D. (2007). *A Brief History of Neoliberalism*. Oxford University Press.
- 服部茂幸 (2013). 新自由主義の帰結 - 何故世界経済は停滞するのか 岩波新書
- 飯島和樹 (2013). 共生のための障害の倫理学と実験倫理学 - 直観の地位を巡って *UTCP Uehiro Booklet* *2*, 89-113.
- 池野重男 (2012). 自己責任論の現在 - もがく学生たち - 大阪経大論集 *63*, 99-120.
- 池野重男 (2015a). 困窮する学生たちの現在をもたらす新自由主義下の教育のありよう (上) 大阪経大論集 *66*(2), 101-125.
- 池野重男 (2015b). 困窮する学生たちの現在をもたらす新自由主義下の教育のありよう (下) 大阪経大論集 *66*(3), 55-80.
- 生田勝義 (2015). 死刑と生命権についての一考察 立命館法學 *360*, 395-426.
- 石川文康 (1995). カント入門 ちくま新書
- 上地雄一郎・宮下一博 (2009). 対人恐怖傾向の要因としての自己愛的脆弱性、自己不一致、自尊心の関連性 パーソナリティ研究 *17*, 280-291.
- 菅野博史 (2009). 社会学的想像力の射程 - 市場と国家とその限界をめぐって 帝京社会学 *22*, 47-66.
- 北尾宏之 (2012). カントの刑罰論 立命館文學 *625*, 933-943.

- 北折充隆 (2013). 迷惑行為はなぜなくなるらないのか? 「迷惑学」から見た日本社会 光文社新書
- 北折充隆 (2017). ルールを守る心 - 逸脱と迷惑の社会心理学 - サイエンス社
- 北折充隆・吉田俊和 (2004). 歩行者の信号無視行動に関する観察的検討 - 急ぎ要因と慣れ要因の影響について - 社会心理学研究 19, 234-240.
- 北折充隆・吉武久美 (2020). 事故回避不能状況における判断と社会考慮との関連 日本社会心理学会第61回大会発表論文集 P.207.
- 小林純 (2012). 新自由主義について 立教経済学研究 66, 29-61.
- 児玉聡 (2004). ベンタムの功利主義の理論とその実践的含意の検討 京都大学博士論文
- 児玉聡 (2012). 功利主義入門 - 初めての倫理学 ちくま新書
- 神谷真由美・岡本祐子 (2010). 青年期の自己愛的脆弱性に関する研究の動向と展望 広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部, 59, 137-143.
- 久保田進一 (2015). 義務論と功利主義について 哲学・人間学論叢 6, 15-34.
- 國島弘行 (2009). グローバル化のなかでの「社会と企業」- 新自由主義との関連で - 創価経営論集 33, 43-54.
- 蔵田伸雄 (1995). 義務論としてのカント倫理学: 功利主義との対比 近世哲学研究 1, 49-68.
- 松下洸 (2019a). 新自由主義型グローバル化と岐路に立つ民主主義 (上): 新自由主義の暴力的表層と深層 立命館国際研究 31, 111-139.
- 松下洸 (2019b). 新自由主義型グローバル化と岐路に立つ民主主義 (下): 新自由主義の暴力的表層と深層 立命館国際研究 32, 115-144.
- 三原憲三 (2008). 死刑存廃論の系譜 第六版 成分堂
- 宮内寿子 (2005). 自由と幸福 東京家政学院筑波女子大学紀要 9, 109-118.
- 水谷洋一・水谷甲太郎 (2009). 西宮冷蔵 たったひとりの反乱 鹿砦社
- 森炎 (2011). なぜ日本人は世界の中で死刑を是とするのか - 変わりゆく死刑基準と国民感情 幻冬舎
- 森炎 (2012). 死刑と正義 講談社現代新書
- 元吉忠寛 (2002). 社会考慮が西暦2000年問題の認知・対策行動に及ぼした影響 社会心理学研究 18, 1-10.
- 中井大介 (2013). イギリスにおける功利主義思想の形成: 経済社会における一般幸福の意義を通じて 社会科学研究 64, 29-47.
- 波平恒男 (1995). カントの心情倫理学と普遍化原理 琉大法学 54, 1-26.
- 新田孝彦 (1982). 義務と責任 - カントの道徳的責任論 - 北海道大学文学部紀要 31, 1-42.
- 小川仁志 (2015). 幸福・正義・公正をどう実現するか? 高等学校現代社会へのとびら (2015年度1学期号) 帝国書院 Pp1-4.
- 太田達也 (2013). 無期刑の仮釈放と法定期間更生保護学研究 3, 3-19.
- 大谷實 (2020). 死刑と人権 同志社法学 72, 163-177.
- 小塩真司・阿部晋吾・カトローニ ピノ (2012). 日本語版 Ten Item Personality Inventory (TIPI-J) 作成の試み パーソナリティ研究 21, 40-52.
- Paulhus, D. L., & Williams, K. M. (2002). The Dark Triad of personality: Narcissism, Machiavellianism and psychopathy. *Journal of Research in Personality*, 36, 556-563.
- 斎藤和志 (1999). 社会的迷惑行為と社会を考慮すること 愛知淑徳大学論集 24, 67-77.
- Sandel, M. J. (2009). *Justice: What's the Right Thing to Do?*, Farrar Straus & Giroux. 鬼澤忍訳 (2010). 『これからの「正義」の話をしよう: いまを生き延びるための哲学』早川書房
- 佐藤嘉幸 (2009). 新自由主義と権力 - フーコーから現在性の哲学へ 人文書院
- 芝崎良典・芝崎美和 (2018). なぜひとはファットマン課題では何もしないことを選ぶか 四国大学紀要 51, 59-64.
- 島村修平 (2009). 内部告発者の倫理的ジレンマと「献身」の概念 - 内部告発者の有効な保護に向けた理論的考察 - 東京大学大学院人文社会系研究科・文学部哲学研究室応用倫理・哲学論集 4, 112-128.
- 清水習 (2017). 新自由主義研究とは何か? 同志社政策科学研究 19, 245-259.
- 塩原良和 (2005). 「ネオ・リベラリズムの時代の多文化主義」への視座 - オーストラリア多文化主義言説の変容に関する序論的考察 アジア太平洋レビュー 2, 15-26.

- Singer, P. (1979). *Practical Ethics*, Cambridge University Press. (シンガー, P. 山内 友三郎・塚崎智 (監訳) (1999). 『実践の倫理』 昭和堂)
- 杉本俊介 (2017). 内部告発問題に対する徳倫理的アプローチ - ハーストハウスによる道徳的ジレンマの分析を応用する - 日本経営倫理学会誌 **24**, 199-211.
- 鈴木敬夫 (2007). 東アジアの死刑廃止論考 成文堂
- 鈴木真 (2015). 自然主義的功利主義と幸福の測定 社会と倫理 **30**, 145-167.
- 相馬正史・都築誉史 (2013). 道徳ジレンマ状況における意思決定研究の動向 立教大学心理学研究 **55**, 67-78.
- 高橋進 (2005). 人間愛からならば嘘をついてもよいか - カント道徳哲学の普遍化可能性の検討 - 日本女子体育大学紀要 **35**, 27-35.
- 滝川鈴彦 (1963). カントの道徳哲学に対する一批判 - 特に「道徳形而上学原論」における定言的命法の第一, 第二方式をめぐって 大阪女子学園短期大学紀要 **7**, 130-138.
- 武智秀之 (2016). 公共政策の文脈的理解法 学新報 **123**, 1-48.
- 玉井颯一・五十嵐祐 (2019). 刑罰としての排斥の容認 - 功利主義的な根拠の正当化効果 - 心理学研究 **90**, 187-193.
- 田村紋女・小塩真司・田中圭介・増井啓太・ジョナソン・ピーター・カール (2015). 日本語版 Dark Triad Dirty Dozen (DTDD-J) 作成の試み パーソナリティ研究 **24**, 26-37.
- 外池力 (2010). 死刑異論 政経論叢 **78**, 117-141.
- 土屋貴志 (1994). 「シンガー事件」と反生命倫理学運動 生命倫理 **4**, 125-129.
- 梅津光弘 (2015). 義務論の現代的再解釈 - カント倫理学とアプリオリズムの可能性 - 三田商学研究 **58**, 129-139.
- 山内敏弘 (2002). 生命権と死刑制度 一橋法学 **1**, 21-47.
- 吉岡一郎・松脇昌美・原田保秀 (2006). 内部告発と線引き法 京都マネジメント・レビュー **10**, 17-30.
- 渡辺靖 (2019). リバタリアニズム - アメリカを揺るがす自由至上主義 中公新書
- 張林倩 (2018). 新自由主義的統治に関する批判的考察 - フーコーの統治性理論を手がかりに - 名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要 (教育科学) **65**, 51-63.